

令和元年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和元年12月10日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第69号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 2 議案第70号 各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第71号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第72号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第73号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第74号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第75号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第76号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第77号 南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 第10 議案第78号 工事請負変更契約の締結について
- 第11 議案第79号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算
- 第12 議案第80号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第13 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 高橋 憲一 君 | 2番 長谷川 克弘 君 |
| 3番 西浦 岩雄 君 | 4番 宮崎 泰宗 君 |
| 5番 東海林 繁幸 君 | 6番 星川 三喜男 君 |
| 7番 細谷 久雄 君 | 8番 村山 義明 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小林 生吉 君

副町長	遠藤義一君
教育長	田邊彰宏君
総務課長	小林嘉仁君
総務課参事	野露みゆき君
総務課参事	笹原等君
総務課参事	野田繁実君
総務課主幹	市本功一君
総務課主幹	庵日鶴君
総務課主幹	石川章人君
産業課長	平中敏志君
産業課参事	永田剛君
産業課参事	渡邊誠人君
産業課主幹	西川明文君
産業課主幹	北村哲也君
建設課長	土屋順一君
建設課主幹	千葉靖宏君
保健福祉課長	吉田智一君
保健福祉課参事	黒瀧仁司君
保健福祉課主幹	相馬正志君
教育次長	工藤正勝君
教育委員会主幹	小林美幸君
国保病院事務長	長尾享君
国保病院事務次長	西村智広君
会計管理者	藤田徹君
認定こども園園長	相座豊君
自動車学校長	山田和志君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今野真二君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前10時00分）

◎議案第69号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第69号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。議案第69号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） おはようございます。議案第69号をご説明申し上げます。

それでは、議案の30ページをお開き願います。議案第69号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月9日、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案37ページをお開き願います。改正の要旨、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、成年被後見人等について欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みから各資格、職務、業務に適した能力の有無を個別的、実質的に審査し、判断する仕組みに移行される改正が行われました。これに伴い、当町においても関係する条例の所要の手續規定の整備、用語の整理等を行うものでございます。

これにより以下の4条例の整理を行うものであり、職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正は地方公務員法改正による条項ずれの整備、職員給与条例の一部改正では欠格条項の失職の削除、職員の旅費に関する条例の一部改正では国家公務員等の旅費に関する法律及び地方公務員法改正による条項ずれの整備と用語の整理、中頓別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では児童福祉法改正に

よる条項ずれの整備を行うものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。議案の33ページをお開き願います。第1条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正であり、地方公務員法の改正により適用条項に変更が生じたので、改正するものであり、内容については変更ございません。

第2条は、職員給与条例の改正であり、第16条の期末手当及び第17条の勤勉手当において欠格条項である失職を削除してございます。

第21条の休職者の給与につきましては、文言の修正を行うもので、内容に変更はございません。

第3条は、職員の旅費に関する条例の改正であり、全部改正方式で記載を行ってございます。第3条第2項においては文言の修正、第3号から第5号までを追加してございます。第3号は、職員の遺族の3カ月以内の復路分の旅費を支給する規定、第4号は職員が国外出張時の退職等となった場合の旅費を支給する規定、第5号は職員の国外出張時の死亡に伴う遺族への旅費の支給をそれぞれ規定するものでございます。

第3条第3項では、地方公務員法第28条の免職の規定から同法第16条各号の欠格条項に規定を変更、第29条は第1項各号として規定を明確にするものでございます。

第4項は、文言の修正で句読点を追加、第5項では改正で追加となります職員の遺族等を規定に括弧書きで盛り込み、その他文言を修正するもので、内容に変更はございません。

第6項の規定は追加であり、旅行中の事故または天災等で旅費を喪失した場合の規定を追加するものでございます。

第4条は、中頓別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正であり、児童福祉法第34条の20第1項の養育里親の欠格事由等のうち成年被後見人等が削除されることによる条ずれを改正するもので、内容に変更はございません。

議案の32ページをお開き願います。附則、この条例は、公布の日から施行する。

第2項につきましては、経過措置であり、本条例施行前の措置につきましては従前の例によるものとしてございます。

以上のとおり、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第69号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号

○議長（村山義明君） 日程第2、議案第70号 各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第70号 各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第70号をご説明申し上げます。

それでは、議案の38ページをお開き願います。議案第70号 各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月9日、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案42ページをお開き願います。改正の要旨、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項において、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する1日当たりの費用の額が今回引き上げ改正され、このことから特別職非常勤職員である投票管理者等の報酬も法律と同様に条例を改正するものです。

また、令和2年4月1日から介護認定審査会の事務局が枝幸町から中頓別町に変更するに伴い、介護認定審査会共同設置に係る経費については事務局を担当する町の条例、規則、その他の規定に基づくために、あわせて整備を行うものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。議案の40ページをお開き願います。第1条第1項の条文に変更はございません。第11号のうち投票管理者は、第12号として追加し、報酬日額を1万1,000円から1万2,800円とする。現第12号以下は、1号ずつ号ずれといたします。新第13号の開票管理者は9,000円を1万800円に、新第14号の投票立会人は9,000円を1万900円に、新第15号の開票立会人は7,000円を8,900円に改正するものでございます。また、第25号の介護認定審査会の会長を報酬日額1万2,000円とし、第26号の介護認定審査会の委員の報酬額を日額8,000円としてそれぞれ追加するものでございます。

議案の39ページをお開き願います。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上のとおり、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第70号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号 各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号

○議長（村山義明君） 日程第3、議案第71号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第71号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第71号をご説明申し上げます。

議案43ページをお開き願います。議案第71号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月9日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案の58ページをお開き願います。改正の要旨、令和元年8月7日に勧告された人事院勧告を受けて給与改定等のための関係条例の改正をするものです。

法律案の概要としまして、月例給のうち（1）、俸給表では、民間給与との差額387円を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる。

①、行政職俸給表（一）は、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、総合職試験及び一般職試験に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引き上げる。これを踏まえて30歳代

半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定、平均改定率0.1%でございます、を行うものです。

②、その他の俸給表も行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定を行うものでございます。

（２）、住居手当におきましては、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるもので、下限である1万2,000円を1万6,000円とします。これにより生じた原資を用いて民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引き上げるもので、現状の上限を2万7,000円から2万8,000円とするものでございます。

なお、手当額が2,000円を超える減額になる職員については、1年間所要の経過措置を行うものであります。

ボーナスにおける改正は、民間の支給割合に見合うように引き上げを行うもので、4.45月分から4.5月分の0.05月分の引き上げを行うものです。民間の支給状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分は勤勉手当に配分を行います。令和元年度は、12月期の勤勉手当に引き上げ分の0.05月を加算した0.975月分として、令和2年度からは6月期、12月期とも0.95月分の支給とするものでございます。

実施時期につきましては、月例給のうち俸給にかかわるものは平成31年4月1日にさかのぼって遡及し、住居手当につきましては令和2年4月1日を施行日といたします。ボーナスにつきましては、法律の改正日からとってございます。

続きまして、改正の内容について新旧対照表にてご説明申し上げます。議案46ページをお開き願います。第1条関係では、第17条の勤勉手当の月額を変更するものであり、100分の92.5から97.5に引き上げを行うものであり、令和元年12月期のみの変更でございます。

第2条関係では、第9条の住居手当において第1項第1号及び第3号で下限額を1万2,000円から1万6,000円に引き上げる規定、第2項では文言の修正と第1号イ及びロではそれぞれ4,000円を引き上げる規定であり、ロの括弧書きとして手当額の上限を1,000円引き上げ、1万6,000円を1万7,000円とするものです。

第17条の勤勉手当では、第1条関係で改正を行う月額を100分の97.5から95に引き下げを行うものであり、令和2年4月1日を施行日としてございます。

48ページから50ページまでは、別表1として行政職給料表（一）を、51ページから53ページまでは別表2として医療職給料表（一）を、54ページから57ページまでは医療職給料表（二）をそれぞれ規定するもので、平成31年4月1日から適用いたします。

議案44ページをお開き願います。附則、第1条は、従前の説明どおりでございます。

第2条は、遡及によるため、給与の内払いとみなす規定でございます。

附則の第3条において住居手当に関する経過措置が規定されており、旧手当から改定後

の手当を減じた額が月額で2,000円を超える場合には第3条第1項の規定のとおり令和2年度に限り支給減額となる差額から2,000円を控除した額を支給するものとします。

なお、本改正で住居手当が上がると見込まれる職員は3名、下がると見込まれる職員は21名であり、そのうち経過措置が適用される者は3名でございます。差額では、令和2年度で43万9,200円の支出減となる見込みでございます。また、給料表改定による若年層の上昇分で約38万円、期末手当へのはね返し分としましては約14万円、勤勉手当の上昇分は約86万円と推計してございます。

議案の45ページをごらんください。第4条で規則への委任を規定してございます。

以上のとおり、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第71号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号

○議長（村山義明君） 日程第4、議案第72号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第72号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第72号をご説明申し上げます。

それでは、議案59ページをお開き願います。議案第72号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月9日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案の63ページをお開き願います。改正の要旨、社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくなるようにとの累次の閣議決定を踏まえ、住民基本台帳法施行令等の一部改正とこれに伴う印鑑登録証明事務処理要領、通知でございますが、の一部改正が行われました。住民基本台帳に旧氏が記録されることに伴い、印鑑登録にも旧氏が用いられるようになることから、一部改正を行うものでございます。

1、住民基本台帳法施行令の一部改正として、氏に変更があった者は住民票に旧氏の記載を求めることができることとし、旧氏の住民票への記載の手続等について所要の規定を設けることとするということでございます。

2番目としまして、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正として、旧氏を旧氏記載者に係る署名用電子証明書の記録事項とするなど、旧氏記載者の特例を定めること。

3としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正として、旧氏を個人番号カード、マイナンバーカードでございますが、の記載事項とすること。

4、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに関連する改正の以上4点について改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。議案の61ページをお開き願います。第2条第1項は、文言の変更でございます。

第2項では、第2号の成年被後見人を第1号の15歳未満の者を除いて意思能力を有しない者として変更するものでございます。

第6条の登録できない印鑑として、第1項第1号では氏、名のほか、旧氏を追加し、その組み合わせであらわさないと登録ができない規定に変更、あわせて旧氏に係る条項の追加及び政令の改正に伴う適用条項を変更してございます。旧第30条の26第1項を新第30条の16第1項に移行したと思われませんが、これにつきましては外国人登録における通称の規定でございます。

第2項におきましては、非漢字圏の外国人登録における電子証明における磁気ディスクへの記録を追加するものでございます。

第11条の印鑑登録の抹消におきましては、第1項第4号で後見開始の審判を受けたときを意思能力を有しない者となったときに変更し、第6号では括弧書きで旧氏を含む規定を追加するものでございます。

議案の60ページにお開き願います。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上のとおり、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第72号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号

○議長（村山義明君） 日程第5、議案第73号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例につきまして、山田自動車学校校長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山田自動車学校長。

○自動車学校長（山田和志君） よろしく申し上げます。64ページをお開きください。議案第73号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月9日提出、中頓別町長。

68ページ、改正の要旨をごらんください。本条例一部改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴い、課税対象である現行5%のままの検定料等について消費税及び地方消費税の引き上げ相当額分を上乗せするため、条例改正するものです。

新旧対照表でご説明いたします。66ページをごらんください。第13条は、入校料及び授業料等に関する規定で、第1項は入校料に関する規定で、現行3万円を3万1,420円に、第2項では学科授業料に関する規定で、現行1時限2,520円を2,640円に、第3項では実科授業料に関する規定で、現行普通自動車5,250円を5,500円に、大型特殊自動車1万170円を1万650円とするものです。

第4項は、検定料等の規定で、現行別表を改正別表のとおり金額欄の改定と区分欄、模

擬試験料を問題集に、備考欄、自動車安全センターを自動車安全運転センターの変動により変わるに改正するものです。

第14条は、授業料の減免に関する規定で、第1項第1号、マニュアル車で現行30万9,000円を32万3,000円に、第2号、オートマチック車、現行29万9,000円を31万3,000円とするものです。

65ページ下段、附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第73号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号

○議長（村山義明君） 日程第6、議案第74号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第74号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

69ページをお開きください。議案第74号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月9日提出、中頓別町長。

71ページをお開きください。改正の要旨であります。消費税法の改正に伴い、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことにより、下水道使用料について消費税及び地方消費税相当分を改正された税率とするため、条例改正するもの

となります。

70ページをお開きください。改正文にてご説明させていただきます。中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例。

中頓別町公共下水道条例の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改める。

別表1につきましては、条例第18条第1項で定めております下水道使用料の料金表となっており、別表の全部改正ではございますが、条例改正議案説明資料、下水道使用料の表をご参照いただけたらと思います。別表1、下水道使用料の基本料金（1月につき）の基本料金について、種別のうち家事用が2,000円を2,100円に、営業用、団体が2,310円を2,420円に、病院、給食センター、老人福祉施設、障害者支援施設が2万円を2万950円に、公衆浴場が1万円を1万480円とし、超過料金（1トンにつき）については家事用及び営業用、団体が250円を260円に、病院、給食センター、老人福祉施設、障害者支援施設及び公衆浴場が107円を112円と改めるものとなります。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の中頓別町公共下水道条例第18条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用している使用者に係る使用料であって、施行日から令和2年4月30日までの間に使用料の額が確定するものについては、なお従前の例による。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○6番（星川三喜男君） 私も一般質問でこの点を触れましたけれども、今回「町長がおじゃまします」ですか、それ等々で町民の方と懇談したと思いますが、その中でこの下水道、それと水道料、あわせて今回提案されていますけれども、懇談会の中で町民等々の意見等がなかったのかどうかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今回の懇談会の中で今星川議員がおっしゃったようにこの引き上げについての説明をさせていただいています。基本的に改正に対する反対というご意見はなかったというふうに思いますけれども、その中でできることなら少しでも引き上げないでいただけたらというご意見があったことは確かであります。きのう星川議員の質問にもお答えいたしましたけれども、基本的にはこれらの引き上げに係る会計が特別会計であり、対象になっている特別会計については既にそれぞれ赤字会計になっていて町からの繰り出しを出していることとそれらに引き上げないように一般会計から繰り出し、基本的な部分については一般会計からの繰り出しで引き上げをしないというようなことで進めてきてい

るということで、消費税分の転嫁についてはご理解を賜りたいというような説明をさせていただいてきたというような経過でございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、もう一点、これで値上げして家事用で100円ですか、基本料金で上がっているわけなのですけれども、年間通してどれだけプラスになるのか、再度お尋ねします。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 今の質問にお答えします。

水道料で推測ではございますが、230万円ぐらい収入がふえる推測です。下水道料で80万円程度で推測しております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第74号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第75号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第75号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

72ページをお開きください。議案第75号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月9日提出、中頓別町長。

74ページをお開きください。改正の要旨であります。消費税法の改正に伴い、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことにより、水道料金について消費税及び地方消費税相当分を改正された税率とするため、条例改正するものとなります。

73ページをお開きください。改正文にてご説明させていただきます。中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例。

中頓別町水道事業条例の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改める。

別表1につきましては、中頓別町水道事業条例第23条で定めております水道料金の月額料金表となっており、別表の全部改正ではございますが、条例改正議案説明資料、水道料金の表をご参照いただけたらと思います。別表1、月額料金表の基本料金について、用途別のうち家事用が2,150円を2,250円に、営業用及び団体会が3,240円を3,390円に、臨時給水が6,500円を6,810円に、浴場用と工業用が1万6,200円を1万6,970円に、酪農用を4,300円から4,500円とし、超過料金1トン当たりの金額については家事用、営業用、団体会、臨時給水が215円を225円に、浴場用、工業用、酪農用が115円を120円と改めるものとなります。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の中頓別町水道事業条例第23条の規定は、この条例の施行の日前から継続して水道を使用している水道使用者に係る料金であって、施行日から令和2年4月30日までの間に料金の額が確定するものにあつては、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 消費税のことは、別にここで議論すべきものではなくて国政のレベルの問題なので、あえて申しませんが、基本的なというか、初歩的な質問で申しわけないのですけれども、他町村と比べると、例えば家庭用でいうと10立方当たりで1,000円台の町村もあるので、この基本料の格差というか、差というのは一体どこから出てくるのかということをもう一度お教えいただければと思います。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 基本料については、当時更新事業など始める際にシミュレーションして足りる分というか、不足のないよう設定していると思います。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 各町村の差っておりますよね。今簡単に言うと、例えば浜頓別町と中頓別町の水道料の差があるので、そこがどういう理由でそういう差が出

るのかという質問のはずだったのですけれども。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 十分なお答えができないかもしれませんが、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

北海道内の資料でありますけれども、平成29年度において10立方までの料金で比較いたしますと、一番高いところが3,360円で、一番低い町で766円というふうに非常に全道の水道料金については大きな差になっております。参考までに、20立米まで使った場合についても一番高いところで6,841円、一番安いところで970円というようなこれだけの料金の実態があります。基本的には、水道事業特別会計でありますので、水道事業に係る費用については水道料金で賄うというのが原則になると思います。当然町村ごとにそれらの必要な設備や給水に係る導水管の施設等、大きな違いが生じているというふうなことから、どうしても格差というものは生まれざるを得ないところがあるかなというふうには思います。一部は、本町もそうでありますけれども、その町村の財政の中で料金の引き上げを抑制しているというような自治体も当然あるのかなとは思いますが、本町においては平成9年の引き上げ以降引き上げをせずに、今日においてはそのために一般会計からの繰り出しを行って抑制しているということでもあります。

なお、今中頓別町の水道料金で申し上げますと、10立米までの使用でいうと、168市町村、団体ということになりますけれども、のうち72位の料金になりますし、20立米の場合でも69位と真ん中よりちょっと上ぐらいの位置になっているというのが実態でございます。十分な説明になっていないかもしれませんが、そのようにご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第75号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

○議長（村山義明君） ここで議場の時計で11時まで休憩としたいと思います。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第76号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第76号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第76号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について、長尾国保病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 享君） それでは、議案第76号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案75ページをお開きください。議案第76号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月9日提出、中頓別町長。

79ページをお開きください。改正の要旨でございますが、中頓別町国民健康保険病院は、地方公営企業法に基づき実施している病院事業であり、消費税及び地方消費税の納税事業者であることから、消費税法の改正に基づき使用料等の改正をするものであります。

77ページをごらんください。新旧対照表でご説明いたします。別表の改正となりますが、変更部分のみご説明いたします。使用料、患者外給食料は1食につき450円から470円に、貸し出し寝具料は1日につき420円から440円に、死体検案料は1万500円から1万1,000円に、病衣は1日につき80円から90円に、電気器具、冷蔵ロッカーは1日につき110円から120円に、78ページをお開きください。電気洗濯機は1回につき160円から170円に、製氷機、エアマット、加湿器につきましては診療報酬制度の改正に伴い入院基本料に含まれることとなったため現在は徴収しておりません。そのため、別表より削除しました。

次に、手数料ですが、文書料として診断書、各種証明書1通につき2,200円から2,300円、診断書の複雑なもの1通につき5,500円から5,700円、死亡診断書1通につき3,300円から3,500円、死体検案書1通につき5,500円から5,800円に改めるものであります。

76ページにお戻りください。下段、附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第76号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号

○議長(村山義明君) 日程第9、議案第77号 南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第77号 南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の変更について、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田智一君) それでは、南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約についてご説明いたします。

80ページをお開きください。議案第77号 南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものです。

令和元年12月9日提出、中頓別町長。

84ページをお開きください。提案理由であります。令和2年4月1日から介護認定審査会の事務局が枝幸町から中頓別町に変更するに伴い、規約変更手続が必要となることから、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、南宗谷地区介護認定審査会の事務局が令和2年度から10年間中頓別町が行うこととなることから、規約の中で枝幸町に係る文言を中頓別町に、中頓別町に係る文言を枝幸町に改めるものであります。

81ページをお開きください。読み上げてご説明いたします。南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約。

南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約(平成11年議決)の一部を次のように改正す

る。

第3条中「枝幸町本町916番地枝幸町役場」を「中頓別町字中頓別175番地介護福祉センター」に改める。

第4条第1項中「枝幸町長」を「中頓別町長」に改め、同条第2項中「枝幸町長」を「中頓別町長」に、「中頓別町」を「枝幸町」に改める。

第9条第2項及び第10条中「枝幸町」を「中頓別町」に改める。

第11条の見出し中「枝幸町」を「中頓別町」に改め、同条中「枝幸町長」を「中頓別町長」に、「枝幸町議会」を「中頓別町議会」に改める。

第13条第1項中「枝幸町」を「中頓別町」に、同条第2項中「枝幸町」を「中頓別町」に改める。

第14条中「枝幸町長」を「中頓別町長」に改める。

附則第2項中「枝幸町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を「中頓別町の各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例」に改める。

なお、予算の見込みとしましては、これまでは事務局に係る経費を枝幸町、浜頓別町、中頓別町で案分し、その額を負担金として事務局である枝幸町に支払っていましたが、令和2年度からは中頓別町が事務局となり、枝幸町と浜頓別町からの負担金を受けることから、中頓別町の介護保険会計の予算に事務局分の経費を上乗せすることとなりますが、当町の持ち出し分につきましては多少の変動はありますが、これまでの負担額とほぼ変わらないものとなります。

附則であります、この規約は、令和2年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第77号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号 南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第78号 工事請負変更契約の締結の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第78号 工事請負変更契約の締結について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、工事請負変更契約の締結についてご説明させていただきます。

85ページをお開きください。議案第78号 工事請負変更契約の締結について。

令和元年8月5日、議案第47号で議決を得た工事請負契約の締結について、下記のとおり請負契約を変更するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月9日提出、中頓別町長。

契約変更の内容でございます。1、契約の目的、2、契約の方法、4、契約の相手方に変更はございません。

3、契約金額について、変更前6,765万円から変更後7,546万円となっております。

中頓別町下水道管理センター監視制御設備更新工事の変更内容について若干説明させていただきます。本工事については、中頓別町下水道ストックマネジメント計画に基づき実施しているもので、平成30年から令和4年度の5年間で計画している改築事業のうち、今年度当初に監視制御設備であるLCD監視装置及び計装、シーケンサ盤の更新工事を発注しておりますが、価格実態調査及び入札減により事業費の執行残が出たため、国の交付金についても返還となります。下水道ストックマネジメント計画により、今後更新予定となっている機器のうちナンバーワン返送汚泥流量計及び余剰汚泥流量計、それぞれ1台について事業促進を図るため工事を追加することにより国への交付金返還額を抑えられることから、契約金額の変更となります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 1点だけお伺いします。

現況工事のままであると交付金を国へ返還するという、そのことをうまく活用したいという狙いはわかるけれども、せっかくそこを言うのだったら、このまま黙っていたら返還どのぐらいの金額になっていたの。700万円ほどの追加工事だけれども、それがわかると効率的かどうかというのがわかる。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 今のご質問にお答えします。

交付金ベースで当初契約のままだと624万3,000円返還になることとなります。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第78号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号 工事請負変更契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第79号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第79号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原総務課参事から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案第79号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。平成31年度中頓別町一般会計補正予算。

平成31年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,168万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年12月9日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為についてご説明いたします。本件1点目につきましては、役場庁舎照明器具取りかえ事業に係る蛍光灯、電球のリース費用でございまして、期間は令和元年度から令和6年度までの6年間、限度額は225万円でございます。

2点目は、中頓別町イントラ機器更新事業に係る更新機器の賃貸借に係る費用でございまして、期間は令和元年度から令和6年度までの6年間、限度額は1,194万6,000円でございます。

続きまして、第3表、地方債補正でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前4億6,050万円から変更後4億6,440万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。過疎地域自立促進特別事業の限度額を変更前5,620万円から変更後6,680万円にするもので、内容は中頓別町農業体験交流施設管理運営事業に20万円、中頓別町山村交流施設管理運営事業に410万円、町内対抗スポーツ大会補助事業に90万円、病院患者送迎サービス事業に160万円、中頓別町商工会事業補助に80万円、そらや自然学校事業に160万円、それぞれ既決予算の充当財源として計上するものでございます。続いて、中頓別駅向線交付金事業の限度額を変更前2,110万円から変更後1,350万円に、除雪機械更新事業の限度額を変更前3,510万円から変更後3,600万円に、それぞれ事業費の確定に伴い変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。12ページをお開き願います。1款議会費、1項1目議会費では、既定額に133万3,000円を追加し、5,000万9,000円とするもので、議会事務事業、2節給料に同額を計上、当初予算算定時で想定した職員の変更に伴い給料に不足が見込まれることから計上するものでございます。なお、人件費の詳細につきましては、18ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に274万2,000円を追加し、5億3,203万4,000円とするもので、内容は人事管理事務事業、1節報酬に職員採用試験委員報酬として6万円を新規計上、2節給料で議会事務事業で追加した133万3,000円を減額、総務関連事務事業、9節旅費に普通旅費として100万円を追加、12節役務費で郵便料に不足が生じる見込みであることから43万3,000円を追加、中頓別町奨学金等償還支援事業、21節貸付金に258万2,000円を追加、新たに奨学金の償還相当額に係る貸付申請を受け付けたことによる計上でございます。

4目財産管理費では、既定額に162万2,000円を追加し、2,691万1,000円とするもので、役場庁舎維持管理事業、15節工事請負費に役場庁舎内の照明器具を

LED蛍光灯等に交換するための費用として同額を計上するものでございます。詳細につきましては、別途配付してございます建設課建設グループ作成の説明資料をご参照願います。

2項徴税费、1目税務総務費では、既定額に26万4,000円を追加し、624万9,000円とするもので、町民税及び固定資産税、14節使用料及び賃借料に総合行政システム利用料としてそれぞれ13万2,000円を新規計上。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額から26万4,000円を減額し、3,666万9,000円とするもので、総合行政システム機器更改事業、13節委託料で不用額を減額するものでございます。

14ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に13万2,000円を追加し、1億5,878万6,000円とするもので、中頓別町農業体験交流施設管理運営事業、18節備品購入費に農業体験交流施設内の事務室のストーブが故障のため使用できない状態であることから、これを更新するための費用として同額を計上するものでございます。詳細につきましては、別途配付してございます産業課産業グループ作成の説明資料をご参照願います。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額から231万4,000円を減額し、8,980万8,000円とするもので、除排雪事業、11節需用費に除雪車両の修繕費に不足が見込まれることから200万円を追加し、同額を12節役務費から減額、18節備品購入費で除雪トラック購入に係る事業費確定に伴い242万6,000円を減額、道路維持補修事業、11節需用費に町道中頓別弥生線の中学校付近の街灯3基のランプ交換に要する費用として11万2,000円を追加。

3目道路新設改良費では、既定額から2,199万4,000円を減額し、3億1,622万6,000円とするもので、中頓別駅向線交付金工事、15節工事請負費で事業費の確定に伴い単独事業分、交付金事業分合わせまして2,074万4,000円を減額、22節補償補填及び賠償金では125万円を減額、地上デジタル放送共用アンテナの移設補償を予定していましたが、工事費の中で対応したことにより皆減とするものでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額に73万7,000円を追加し、2,451万8,000円とするもので、公営住宅維持管理事業、11節需用費に住宅退去に伴う経年劣化による壁や天井などの修繕費及び電気温水器の交換など小破修繕費として66万7,000円、あわせまして畳の表がえ7万円をそれぞれ追加するものでございます。詳細につきましては、別途配付してございます建設課建設グループ作成の説明資料をご参照願います。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額から427万7,000円を減額し、1億7,120万円とするもので、消防事業、19節負担金補助及び交付金で同額を減額するものでございます。別冊で配付してございます一般会計予算（別紙内訳）明細書2ページをご

らん願います。常備消防費、消防本部費で319万5,000円、中頓別支署費では109万5,000円をそれぞれ減額、非常備消防費、中頓別消防団費で1万3,000円を追加計上するものでございます。詳細につきましては、3ページの事務事業別にてご説明いたします。消防本部負担金では、7万3,000円の減額のほか、前年度繰越金、救急車売却で312万2,000円が特定財源として歳入に繰り入れられ、合わせまして319万5,000円を減額するものでございます。救急業務では、救急出動が当初の想定を下回っていることから、救急業務手当5万円を減額、救命士病院実習事業ではビデオ喉頭鏡気管挿管病院実習での受け入れ枠の関係上、派遣が中止となったことから、これに関する9節旅費、19節負担金補助及び交付金合わせまして26万9,000円を減額、消防学校派遣事業におきましても同様に消防学校の受け入れ枠の関係上、救助課程の派遣中止によりまして9節旅費など派遣に関連する科目を合わせまして21万5,000円を減額するものでございます。消防車両・資機材維持管理業務では、消防車両故障による修繕費といたしまして中頓別支署費、11節需用費、修繕費で9万1,000円、中頓別消防団費、11節需用費、修繕費で2万6,000円をそれぞれ追加した一方、中頓別支署費、18節備品購入費では空気呼吸器用コンプレッサー購入に伴う入札減で174万3,000円を減額、合わせまして162万6,000円を減額するものでございます。消防分団事務では、普通旅費の予算精査で1万3,000円を減額するものでございます。その他グループ内庶務では、109万1,000円を追加するもので、主なものにつきましては2節給料で4月の昇格人事に伴い62万1,000円を追加、3節職員手当等では同じく昇格及び4月の給与条例改正に伴い期末、勤勉、管理職手当をそれぞれ追加した一方、夜間勤務手当、休日勤務手当、夜勤特殊勤務手当は3月までの勤務シフトの確定に伴う減額で、職員手当全体で48万7,000円を追加するものでございます。

補正予算書のほうにお戻りいただきまして、16ページをごらん願います。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に1,362万円を追加し、4,233万8,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、12節役務費にパソコンの入れかえに伴う処分料17万2,000円を計上、18節備品購入費に教務用及び児童用パソコンの購入費1,344万8,000円を新規計上。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に1,329万8,000円を追加し、2,491万8,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、12節役務費にパソコンの入れかえに伴う処分料20万6,000円を計上、18節備品購入費に教務用及び生徒用パソコンの購入費1,309万2,000円を新規計上、いずれも学習指導要領の改訂によりましてプログラミング教育が新たに始まることや現在使用しておりますパソコンのOSのサポートが終了となるため更新するものでございます。

5項保健体育費、3目寿野外レクリエーション施設費では、既定額に59万円を追加し、9,864万4,000円とするもので、18節備品購入費に同額を計上、傷病者の救護及び搬送などに必要な救命具の保管やスキーパトロール員のゲレンデ監視室として仮設ハ

ウスを設置するものでございます。いずれも詳細につきましては、別途配付してごさいます教育委員会作成の説明資料をご参照願います。

8ページにお戻りください。歳出合計、既定額に548万9,000円を追加し、41億4,168万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。10ページをお開き願います。10款1項地方交付税、2目特別交付税では、既定額から1,349万円を減額し、1億8,651万円とするもので、1節特別交付税に同額を計上、事業費の精査及び起債の追加に伴い特定財源がふえたため、既に充当済みの一般財源を減額するものでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金では、既定額から1,677万1,000円を減額し、1億8,803万2,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金に同額を計上、中頓別駅向線交付金工事補助金で1,440万8,000円、雪寒機械更新事業補助金で236万3,000円をそれぞれ減額、いずれも事業費の確定によるものでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に2,926万8,000円を追加し、1億1,588万8,000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を計上、歳出、財産管理費、役場庁舎維持管理事業の庁舎照明器具取りかえ工事に162万2,000円を充当、農業振興費、中頓別町農業体験交流施設管理運営事業の事務室用ストーブ更新に13万2,000円を充当、住宅管理費、公営住宅維持管理事業の電気温水器交換に38万4,000円を充当、教育費、小学校施設維持管理事業及び中学校施設維持管理事業のパソコン更新費合わせまして2,654万円を充当、寿野外レクリエーション施設の仮設ハウス設置に59万円をそれぞれ充当するため繰り入れるものでございます。

8目奨学金等償還支援基金繰入金では、既定額に258万2,000円を追加し、950万2,000円とするもので、1節奨学金等償還支援基金繰入金に同額を計上、総務費、中頓別町奨学金等償還支援事業に充当するため繰り入れるものでございます。

20款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に390万円を追加し、4億6,440万円とするもので、1節過疎対策事業債に同額を計上、内容につきましては第3表、地方債補正で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

6ページにお戻りください。歳入合計、既定額に548万9,000円を追加し、41億4,168万9,000円とし、歳入歳出のバランスをとってございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 事前に調べておけばよかった。申しわけない。1つは、駅向線の関係、予算が大きく減額されている、当然歳入においてもそういう状況になっているのだけれども、工事を縮小したのだったろうか。どうだったのだろう。これだけ大きく変わ

るというのは、どういったことだったのかなというのが第1点。

もう一つ、教育委員会のパソコンなのだけれども、何でこの時期なのと聞きたいのです。本来であれば、こういった大きな事業が年度途中ということないでしょう。その辺がちょっとわからない。本来だったら当初予算に組まなければならないものであれば、当然だろうと思うし、ちまたのいろんなテレビ等の情報では来年度で政府として子供に1人1台のパソコンとタブレットを用意するみたいなことも言っているのだけれども、そこまで待てないのかなと逆に思ったりもしたのだけれども、その今やらなければならないという理由、今やらなければ、年度内にやらなければならないということは本当は当初予算でも組んでやってやらなければならないかなかったのかなという思いもあるものですから、ちょっとお知らせ願います。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 中頓別駅向線の交付金工事の関係でお答えいたします。

事業費は、当初予算に比べて交付金の確定により縮小しております。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） ただいま東海林議員からパソコンの購入時期の関係についてご質問がありましたので、ご回答、答弁をさせていただきます。

おっしゃるとおり、本来であれば当初予算で計上したかったところなのですけれども、OSといいますか、そのサポートが終了する時期が明確に確定していなかったといいますか、この予定だということで当初予算計上するときにはまだ明確になっていなかったということもあり、今年度の補正で計上させていただいたところなのですけれども、ただこの時期まで遅くなってきたという件につきましては当初金額であったり、見積もりであったりとかというところを整理する中で物が無いということもございまして、どのものだったら今の時期で入るのかというところの整理を進めていたところでもございます。いずれにしましても、年明けにサポートがもう終了してしまうということで、ぎりぎりにはなったのですけれども、この時期となってしまっております。OSの期限が切れるということは、サポートが切れるということは、パソコンが全然使えなくなるということではないのですけれども、インターネットにつながっていたり、メールのやりとりをした中でどうしてもセキュリティが弱くなってしまいうということもあり、学校で管理している子供たちの情報が漏れないように整備するというので今回補正を計上させていただきました。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 来年度に向けて今いろいろとお話が出ているということの件についてですけれども、該当になってくるのは生徒、児童用のパソコンの関係なのかな、一人一人にタブレットが交付される今話が出ているということに対してですけれども、まだ実際に補助金の申請がどうだとかいうところが出てきていない状況の中で前段この先を考えて検討してはいたのですけれども、それが来年該当になるのか、再来年の該当になる

のか、補助金の対象になるのかということも含めてまだ明確になっていないところもあって、今回児童生徒用のパソコンを購入させていただくということで提案をさせていただきました。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 単純に今買わなければならないのということなのだ。もう一年ぐらい待ったら、そういう制度ができるかもしれないと今国が言っているのだから、政府が言っているのだから、間違いなく来年度あたりからその動きが出てくると思うので、私は単純に今このパソコンを3,000万円かけてやらなくても、ちょっと待つことでそういった国の施策をうまく利用できないのかと聞いているの。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 教務用はにおいても、児童生徒用のパソコンの入れかえに際してタブレットが補助される来年まで待てないかということについてですけれども、タブレットを使うための実は整備が必要になってきます。通信速度といいますか、通信の機能を持たせるために施設の整備が必要になってきます。単純にタブレットだけが当たるというような補助内容になるのか、施設の整備も含めた補助内容になるのかということが明確にはなっていません。今子供たちのパソコンが教務用と同じようにインターネットにつながっているという状況もあって、この先1年間そのパソコンを使って授業をするということに対してもやはりウイルスが心配なところもあって、単純にタブレットが補助で今後当たるから、1年待たないかということについてもこの前段でも検討はしていましたが、ちょっとその時期まで待てないということで考えています。タブレットを与えられても、それを使うための整備が別に必要になってくるので、その費用も考えてはいるのですが、その費用も結構な金額になっていきます。現状のパソコンを更新するよりもその費用が高くなってくのかなというところもあり、子供たちのことも考え、この時期に子供たちのPCも入れかえをしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 難しい話ではないのだ。これ今もう年末になって出てきた予算で、これが年度当初から必要だということでやっていたら、何も言わないのだけれども、今突然のように出てきたが、今ちまたの話題ではそういった話題があるよと。今入れなければならないのと、本当に。これ基金使うわけでしょう。歳入では、公共施設整備等の基金を繰り入れするという形だと思うのだけれども、金額的にも大きいので、それとタブレット、タブレットと、タブレットだけのことを言っているのではないよ、国は。パソコンを1台ずつ入れるというのだ、子供に。その辺も調査して、本当に今の時期にこれを入れてやらないと子供たちが困るのであれば、これは仕方ないと思います。ただ、全くできないわけでもない。年度途中で今ごろこうやって出してきたということは、まだ少々の我慢というか、それができるのでないかというふうに私は思ってしまった。だから、それをうまく説明してくれれば納得できますので、よろしくお願いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 現段階において、国からの新聞等で報道されているパソコンを生徒に1台配布するという事に関する情報が十分でないということでもあります。これに関しては、その財源の対策としても、もしそうであれば本当に町としても有効だというふうに考えます。今東海林議員がおっしゃったように、それらの交付に関して合理的にできれば、要するにこれらの費用を町の単独費で持ち出す必要がなくなるだろうというご指摘だと思いますので、この予算の執行に当たっては改めて国の制度がどんなふうな運用になるか、あわせてもしわずかな時間の中で新たな交付を受けられる可能性があるのであれば、それに対する何らかの対策でその時期を乗り切ることができるかもしれないのであれば、そのことを方策を含めてきちんと詰めた上で執行するというご理解を賜ればというふうに思います。ただ、先生用のパソコンについては、いずれにしても執行することにはなるとお思いますので、そのことはご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第79号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第80号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第80号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、長尾国保病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 享君） それでは、議案80号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。総則、第1条、平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。これは、支出にて医業費用、目、節の組みかえを行うものでありまして、病院事業費用5億4,019万9,000円に増減はございません。

棚卸資産購入限度額、第3条、予算第9条に定めた棚卸資産購入限度額を次のとおり補正する。棚卸資産購入限度額を480万円減額して、4,354万3,000円とするものです。

令和元年12月9日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。9ページをお開き願います。また、あわせて提出しております病院事業会計補足説明資料をお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費では、既決予定額に480万円を追加し、3億8,323万5,000円とするもので、給料としまして執行状況を勘案し、看護師給与500万円を減額、賃金では診療及び日当直支援をいただいている出張医師の2月までの分980万円を追加するものであります。

2目材料費では、既決予定額より480万円を減額し、4,096万2,000円とするもので、薬品費で400万円、診療材料費で80万円、それぞれ執行状況を勘案しての減額であります。

3目経費は、組みかえを行うものでありまして、既決予定額6,796万1,000円に変更はございません。旅費交通費としまして、出張医師分20万円、新規医師確保対策旅費としまして50万円、合計70万円の追加であります。次に、委託料は、執行状況を勘案し、臨床検査委託料で40万円、CT保守点検委託料で30万円の合計70万円の減額であります。

これに伴う予定貸借対照表につきましては2ページ目、キャッシュフロー計算書は3ページ、また給与費明細書は4ページから8ページまでに添付いたしましたので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第80号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（村山義明君） 日程第13、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の会議を閉じます。

令和元年第4回中頓別町議会定例会を閉会します。

（午前11時50分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員